

高知県公報	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○高知県議会定例会の招集 (政策企画課)	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (3件) (経営支援課)	1
○遊漁規則の一部変更の認可 (漁業管理課)	3
○漁船損害等補償法による同意を求め ための事前届出 (")	7
○道路の区域変更 (道 路 課)	7
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	8
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	8
正 誤	
○正誤 (平26・3・7付け 告示ほか)	9

告 示

高知県告示第362号

高知県議会定例会を、平成27年6月26日に高知県議会議事堂に招集する。

平成27年6月19日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第363号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成27年6月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
高知市農業協同組合 代表理事組合長 宮脇 眞道
- (2) 届出者の住所

高知市高須東町4-8
(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
サニーマートあぞの店
高知市薊野西町三丁目1338-3 ほか

(4) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 高知市農業協同組合 代表理事組合長 坂本 弘之
(変更後) 高知市農業協同組合 代表理事組合長 宮脇 眞道

(5) 変更年月日
平成25年6月27日

(6) 変更理由
代表者に変更があったため

- 2 届出年月日
平成27年5月29日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 4 意見書に記載すべき事項
 - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
 - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (4) 意見の内容

高知県告示第364号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成27年6月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称
三菱UFJリース株式会社 代表取締役 白石 正
- (2) 届出者の住所
東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
高知パワーセンター
高知市介良字長丁317-1 ほか
- (4) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社アルペン	代表取締役 社長 水野 泰三	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9-10
青山商事株式会社	代表取締役 社長 青山 理	広島県福山市王子町一丁目3番5号
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	東京都港区赤坂九丁目7-1
高知出版販売株式会社	代表取締役 社長 隅田 遼介	高知市若松町8-4
株式会社チヨダ	代表取締役 船橋 浩 司	東京都杉並区成田東四丁目39-8
株式会社大創産業	代表取締役 社長 矢野 博丈	広島県東広島市西条町大字吉行字向一丁目4-14

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社アルペン	代表取締役 社長 水野 泰三	愛知県名古屋市中区丸の内二丁目9-10
青山商事株式会社	代表取締役 社長 青山 理	広島県福山市王子町一丁目3番5号
株式会社ユニクロ	代表取締役 柳井 正	東京都港区赤坂九丁目7-1

高知出版販売株式会社	代表取締役 社長 隅田 遼介	高知市若松町8 - 4
株式会社チヨダ	代表取締役 船橋 浩 司	東京都杉並区成 田東四丁目39- 8
株式会社大創産業	代表取締役 社長 矢野 博丈	広島県東広島市 西条町大字吉行 字向一丁目4- 14
株式会社よどや	代表取締役 佐藤 均	高知市高須三丁 目28-30

(5) 変更年月日
平成27年4月15日

(6) 変更理由
テナントの変更のため

2 届出年月日

平成27年6月4日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第365号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成27年6月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

高知市農業協同組合 代表理事組合長 宮脇 眞道

(2) 届出者の住所

高知市高須東町4-8

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サニーマートあぞの店

高知市薊野西町三丁目1338-3ほか

(4) 変更しようとする事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 3箇所

(変更後) 4箇所

イ 駐車場の収容台数

(変更前) 174台

(変更後) 169台

(5) 変更年月日

平成27年6月26日

(6) 変更理由

駐車場内の渋滞緩和を目的に、西側に出入口を追加するため

2 届出年月日

平成27年5月29日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第366号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、遊漁規則の一部変更を平成27年6月1日に次のとおり認可した。

平成27年6月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 奈半利川淡水漁業協同組合 内共第504号 第五種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者の名称及び住所
奈半利川淡水漁業協同組合 安芸郡奈半利町字ナカズ後乙1419番地10
- (2) 漁業権の免許番号
内共第504号
- (3) 遊漁規則の変更の内容
第4条第2項の表中「1月1日から12月31日まで」を「4月1日から9月30日まで」に改める。

附則として次のように加える。
この規則は、平成27年6月1日から施行する。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行の日
平成27年6月1日

2 芸陽漁業協同組合 内共第507号 第五種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者の名称及び住所
芸陽漁業協同組合 安芸市川北甲943番地10
- (2) 漁業権の免許番号
内共第507号
- (3) 遊漁規則の変更の内容
第4条第2項の表中

うなぎ	徒手採捕 すくい網 はえ縄 さお漁 まち網 ひご釣り 石ぐる うなぎうえ は具 籠づけ	安芸川及び伊尾木川の区域	1月1日から 12月31日まで
	金突		8月1日から 10月15日まで

を「

うなぎ	徒手採捕 すくい網 はえ縄 さお漁	安芸川及び伊尾木川の区域	4月1日から 9月30日まで
-----	----------------------------	--------------	-------------------

	まち網 ひご釣り 石ぐる うなぎうえ は具 籠づけ		
	金突		8月1日から 9月30日まで

に改める。
附則として次のように加える。
この規則は、平成27年6月1日から施行する。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行の日
平成27年6月1日

3 嶺北漁業協同組合 内共第510号 第五種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者の名称及び住所
嶺北漁業協同組合 長岡郡本山町本山530番地
- (2) 漁業権の免許番号
内共第510号
- (3) 遊漁規則の変更の内容

ア 第4条第2項の表中「吉野川本流の徳島県及び高知県の県境」を「吉野川本流の徳島県と高知県との県境」に、

うなぎ	すくい網 さお漁 金突 は具 ひご釣り はえ縄 一本づけ うなぎうえ	第五種共同漁業権内共第510号に係る漁場の全区域	1月1日から 12月31日まで。ただし、 金突によるもの に限り、8月1日午前5 時から10月15 日午後5時30 分までとする。
こい	すくい網 さお漁 金突 と網 なげ網		

を「

うなぎ	すくい網 さお漁 金突 は具	第五種共同漁業権内共第510号に係る漁場の全区域	4月1日から 9月30日まで。ただし、 金突によるも
-----	-------------------------	--------------------------	----------------------------------

	ひご釣り はえ縄 一本づけ うなぎうえ	のに限り、8月1日午前5時から9月30日午後5時30分までとする。
こい	すくい網 さお漁 金突 と網 なげ網	1月1日から12月31日まで。ただし、金突によるもの のに限り、8月1日午前5時から10月15日午後5時30分までとする。

に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

イ 第4条第2項の表中

あまご	しゃくり	吉野川支流南小川支流佐賀山谷川の長岡郡大豊町梶ヶ森の竜王滝から上流の区域及び吉野川支流地藏寺川支流穴郷川の土佐郡土佐町東石原のこうさき橋の上流100メートルに設置されているかんがい用取水ぜきから上流の区域を除く第五種共同漁業権内共第510号に係る漁場の区域	7月1日から8月31日まで
	さお漁	吉野川支流南小川支流佐賀山谷川の長岡郡大豊町梶ヶ森の竜王滝から上流の区域を除く第五種共同漁業権内共第510号に係る漁場の区域	3月1日から8月31日まで
	すくい網と網なげ網	吉野川支流南小川支流佐賀山谷川の長岡郡大豊町梶ヶ森の竜王滝から上流の区域、吉野川支流立川川の大豊町一の瀬の金五郎橋から上流の区域及び吉野川支流地藏寺川支流穴郷川の土佐郡土佐町東石原	

		のこうさき橋の上流100メートルに設置されているかんがい用取水ぜきから上流の区域を除く第五種共同漁業権内共第510号に係る漁場の区域	
--	--	--	--

を「

あまご	しゃくり	吉野川支流南小川支流佐賀山谷川の長岡郡大豊町梶ヶ森の竜王滝から上流の区域及び吉野川支流地藏寺川支流穴郷川の土佐郡土佐町東石原のこうさき橋の上流100メートルに設置されているかんがい用取水ぜきから上流の区域を除く第五種共同漁業権内共第510号に係る漁場の区域	7月1日から8月31日まで
	さお漁	吉野川支流南小川支流佐賀山谷川の長岡郡大豊町梶ヶ森の竜王滝から上流の区域及び吉野川本流の徳島県と高知県との県境から早明浦ダムえん堤までの区域を除く第五種共同漁業権内共第510号に係る漁場の区域	3月1日から8月31日まで
	すくい網と網なげ網	吉野川本流の徳島県と高知県との県境から早明浦ダムえん堤までの区域	3月1日から9月30日まで
	すくい網と網なげ網	吉野川支流南小川支流佐賀山谷川の長岡郡大豊町梶ヶ森の竜王滝から上流の区域、吉野川支流立川川の大豊町一の瀬の金五郎橋から上流の区域及び吉野川支流地藏寺川支流穴郷川の土佐郡土佐町東石原のこうさき橋の上流100メートルに設置されているかんがい用取水ぜきから上流の区域を除く第五種共同漁業権内共第510号に係る漁場の区域	3月1日から8月31日まで

に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行の日
 ア 平成27年6月1日
 イ 平成28年1月1日
 4 仁淀川漁業協同組合 内共第513号 第五種共同漁業権遊漁規則

- (1) 漁業権者の名称及び住所
 仁淀川漁業協同組合 吾川郡いの町4055番地5
 (2) 漁業権の免許番号
 内共第513号
 (3) 遊漁規則の変更の内容
 第4条第2項の表中

「

うなぎ	さお漁 すくい網 (たも網を含む。) は具 ひご釣り 石ぐる はえ縄 うなぎうえ	第五種共同漁業権内共第513号に係る漁場の全区域	1月1日から 12月31日まで
こい	さお漁 すくい網 (たも網を含む。) と網		

」

を

「

うなぎ	さお漁 すくい網 (たも網を含む。) は具 ひご釣り 石ぐる はえ縄 うなぎうえ	第五種共同漁業権内共第513号に係る漁場の全区域	4月1日から 9月30日まで
こい	さお漁 すくい網 (たも網を含む。) と網		1月1日から 12月31日まで

」

に改める。

第5条第1項中「500円」を「2,000円」に改め、同条第2項中「掲げるとおり」を「掲げるとおりとし、当該遊漁を行う場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料の額は、同表に定める遊漁料の額 (当該額が無料であるものを除く。) に2,000円以内で組合が別に定める額

を加算して得た額」に改め、同条第3項及び第4項中「500円」を「2,000円」に改める。
 附則として次のように加える。
 この規則は、平成27年6月1日から施行する。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行の日
 平成27年6月1日

- 5 四万十川上流淡水漁業協同組合 内共第515号 第五種共同漁業権遊漁規則
 (1) 漁業権者の名称及び住所
 四万十川上流淡水漁業協同組合 高岡郡四万十町榊山町7番12号
 (2) 漁業権の免許番号
 内共第515号
 (3) 遊漁規則の変更の内容
 第4条第2項の表中

「

あゆ	徒手採捕 さお漁 しゃくり漁	第五種共同漁業権内共第515号に係る漁場の全区域	5月15日から 10月15日まで 及び12月1日 から同月31日 まで。ただし、潜水眼鏡 を使用するしゃくり漁によるもの に限り、8月1日 から10月15日 までとする。
	すくい網 と網 なげ網 大正網		7月1日から 10月15日まで 及び12月1日 から同月31日 まで
	金突 (つんじゃくりを含む。)		8月1日から 10月15日まで
うなぎ	徒手採捕 さお漁 うなぎもじ うばしはさみ はえ縄		1月1日から 12月31日まで
	金突		8月1日から 10月15日まで
あまご	徒手採捕		3月1日から

」

	さお漁		9月30日まで	
	と網 なげ網		7月1日から 9月30日まで	
を 「	あゆ	徒手採捕 さお漁 しゃくり漁	第五種共同漁業権内共第515号に係る漁場の全区域	5月15日から 10月15日まで 及び12月1日 から同月31日 まで。ただし、潜水眼鏡 を使用するしゃくり漁によるもの に限り、8月1日から10月15日 までとする。
				7月1日から 10月15日まで 及び12月1日 から同月31日 まで
				8月1日から 10月15日まで
	うなぎ	徒手採捕 さお漁 うなぎもじ うばしはさみ はえ縄	4月1日から 9月30日まで	
		金突	8月1日から 9月30日まで	
	あまご	徒手採捕 さお漁	3月1日から 9月30日まで	
		と網 なげ網	7月1日から 9月30日まで	

に改める。

附則として次のように加える。
この規則は、平成27年6月1日から施行する。

(4) 変更後の遊漁規則の施行の日
平成27年6月1日

6 松田川漁業協同組合 内共第517号 第五種共同漁業権遊漁規則

(1) 漁業権者の名称及び住所
松田川漁業協同組合 宿毛市橋上町橋上ヲカハタケ1038番地1

(2) 漁業権の免許番号
内共第517号

(3) 遊漁規則の変更の内容
第4条第1項の表中

なげ網	全長25メートル以下、高さ0.7メートル以下のものとする。		
-----	-------------------------------	--	--

を
「

なげ網	全長25メートル以下、高さ0.7メートル以下のものとする。		
うなぎうえ	周囲40センチメートル以内、全長40センチメートル以上90センチメートル以内のものを15個以内とする。		

に改め、同条第2項の表中

うなぎ	さお漁 すくい網 は具 ひご釣り はえ縄 石ぐろ うなぎうえ	第五種共同漁業権内共第517号に係る漁場の全区域	1月1日から 12月31日まで
こい	さお漁 すくい網 と網 なげ網		
あまご	さお漁		3月1日から 9月30日まで
もくずがに	徒手採捕 かご漁		8月1日から 11月30日まで

を
「

うなぎ	さお漁	第五種共同漁業権内共第517号に	4月1日から
-----	-----	------------------	--------

	すくい網 は具 ひご釣り はえ縄 石ぐる うなぎうえ	係る漁場の全区域	9月30日まで
こい	さお漁 すくい網 と網 なげ網		1月1日から 12月31日まで
あまご	さお漁		3月1日から 9月30日まで
もくずがに	徒手採捕 かご漁		8月1日から 11月30日まで

に改める。

附則として次のように加える。

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

- (4) 変更後の遊漁規則の施行の日
平成27年6月1日

高知県告示第367号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成27年6月19日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名

幡多郡大月町

江 村 延 敏

〃 〃

新 谷 勇

〃 〃

二 神 正 喜

- (2) 加入区の名称

小才角加入区

- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

すくも湾漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間

平成27年6月19日から同年7月3日まで

- (2) 縦覧場所

すくも湾漁業協同組合小才角支所事務所

高知県告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成27年6月19日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年6月19日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 439号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町小川新別字井賀名須2440番1から 吾川郡いの町小川新別字井賀名須2441番1まで	前	31.4 } 36.0	18
	後	32.8 } 36.0	18

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、穴内土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成27年6月19日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏 名	住 所
理事	有光 忠昭	安芸市穴内乙 80-1
〃	山中 輝義	〃 〃 甲1180
〃	山中 重幸	〃 〃 乙 244
〃	長野 雅博	〃 〃 甲1270
〃	仙頭 正徳	〃 〃 乙1537
〃	仙頭 守正	〃 〃 甲1175-2
〃	長野 賢二	〃 〃 甲 100
監事	長野 孝雄	〃 〃 乙 245
〃	長野 重彦	〃 〃 乙 165-8
(就任)		
理事	有光 忠昭	安芸市穴内乙 80-1
〃	山中 輝義	〃 〃 甲1180
〃	小松 浩二	〃 〃 乙 258
〃	長野 雅博	〃 〃 甲1270
〃	長野 久	〃 〃 乙1804
〃	仙頭 志延	〃 〃 甲1187
〃	小川 広海	〃 〃 甲 118-1
監事	長野 孝雄	〃 〃 乙 245
〃	長野 重彦	〃 〃 乙 165-8

~~~~~  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成27年6月19日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                    | 開発区域に含まれる地域の名称      | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                   |
|-------------------------|---------------------|------------------------------------|
| 平成27年4月30日<br>27高都計第71号 | 香美市土佐山田町影山字桑原85番1ほか | 高知市永国寺町2番22号<br>高知県公立大学法人 理事長 中澤卓史 |

平成27年5月25日  
27高都計第120号

香美市土佐山田町旭町四丁目59番ほか

香美市土佐山田町旭町四丁目2番6号  
四国蚕種株式会社  
代表取締役 安光 恭一

-----  
正 誤  
-----

| 公報日付    | 公報番号 | 種類  | ページ | 欄<br>(行)  | 正           | 誤          |
|---------|------|-----|-----|-----------|-------------|------------|
| 平26・3・7 | 号外4  | ○告示 | 3   | 左<br>(27) | 遊漁を行おうとする者は | 遊漁を行おうする者は |
|         |      |     | 6   | 右<br>(39) | 遊漁を行おうとする者は | 遊漁を行おうする者は |
|         |      |     | 10  | 右<br>(15) | 遊漁を行おうとする者は | 遊漁を行おうする者は |
|         |      |     | 13  | 左<br>(17) | 遊漁を行おうとする者は | 遊漁を行おうする者は |
|         |      |     | 16  | 右<br>(7)  | 遊漁を行おうとする者は | 遊漁を行おうする者は |
|         |      |     | 19  | 左<br>(15) | 遊漁を行おうとする者は | 遊漁を行おうする者は |
|         |      |     | 22  | 右<br>(35) | 遊漁を行おうとする者は | 遊漁を行おうする者は |
|         |      |     | 26  | 右<br>(4)  | 遊漁を行おうとする者は | 遊漁を行おうする者は |
|         |      |     | 28  | 左<br>(14) | 遊漁を行おうとする者は | 遊漁を行おうする者は |
|         |      |     | 32  | 左<br>(37) | 遊漁を行おうとする者は | 遊漁を行おうする者は |
|         |      |     | 36  | 左<br>(32) | 遊漁を行おうとする者は | 遊漁を行おうする者は |
|         |      |     | 38  | 右<br>(1)  | 遊漁を行おうとする者は | 遊漁を行おうする者は |
|         |      |     | 40  | 右<br>(8)  | 遊漁を行おうとする者は | 遊漁を行おうする者は |

|           |      |     |    |           |                       |                       |
|-----------|------|-----|----|-----------|-----------------------|-----------------------|
|           |      |     | 42 | 右<br>(28) | 遊漁を行おうとする者は           | 遊漁を行おうする者は            |
| 平26・12・26 | 号外66 | ○告示 | 2  | 中<br>(41) | 字水舟5579（次の図に示す部分に限る。） | 字水船5579（次の図に示す部分に限る。） |